

八代地域市町村 合併協議会だより

発行所：八代地域市町村合併協議会事務局
〒758-8501 八代市千丁町千丁1-1-1

平成16年12月1日 第26号



ビヨリースイーン

■ ~みんなの思いの集まる場所~ 千丁町「美湯菜館」(パトリア千丁前) ■

●平成13年から千丁町産振興協議会により運営されており、会員数は現在148名となっています。
館内には産地直売の新鮮な野菜が並び、季節ごとにそろえられる数多くの野菜が色とりどりの表情をみせています。また、町の主要農産物となっているイグサを使ったさまざまな製品も好評で、い草クッキーや、い草ソフトクリームは子どもたちにも大人気の商品です。

★市町村合併に関するコメント★

●私たちは「美湯菜館」を地域交流の場として、そして地域情報の発信の場として活用していきたいと思っています。野菜や果物を作られる生産者、それを買いにいらっしゃるお客様、様々な人・情報をつなぐアットホームな場所となるよう努力していきたいと考えます。
市町村合併によって当然さまざまな問題は出てくることでしょう。しかし、千丁町だけでなく他の地域の方々とつながりができることで、いままでもより幅広い様々な交流ができることを願っています。より多くの方々と知り合えることを楽しみにしています。

八代地域6市町村の人口

男	85,834人 (+8人)
女	74,456人 (+19人)
合計	149,290人 (+25人)
世帯数	49,748戸 (+49戸)

※平成15年11月30日現在(国勢調査) ()は増減

11月 協議会日誌

- 第29回産振興協議会
第34回合併協議会・45回合併協議会
67回合併協議会
第40回西の志賀分科会
新市建設計画策定協議会
八代市議会開会
- FMやつしろ「合併協議会だより」
第43回幹事会
第13回合併協議会
- 新市建設計画策定協議会
八代市議会開会
- 第21回選挙区別分科会、第24回水産分科会
第25回自治分科会、第23回都市計画分科会
第59回町会・44回町会分科会
第23回選挙区別分科会、第47回選挙区別分科会
第1回選挙区別分科会
第33回幹事会
新市建設計画策定協議会
八代市議会開会
- FMやつしろ「合併協議会だより」
第44回幹事会
第29回協議会
- 第21回選挙区別分科会、第23回選挙区別分科会
第22回選挙区別分科会
第31回選挙区別分科会
- 第2回選挙区別分科会、第6回選挙区別分科会
第29回選挙区別分科会
第23回選挙区別分科会、第26回選挙区別分科会
- 第27回選挙区別分科会
第29回選挙区別分科会
- 第47回選挙区別分科会
- FMやつしろ「合併協議会だより」
第44回幹事会
- 第22回選挙区別分科会
- 第30回産振興協議会
- FMやつしろ「合併協議会だより」
第45回幹事会
- 第30回協議会
- 第3回市町村合併協議会
- 第32回選挙区別分科会

新「八代市」市章デザイン決定



●6市町村の「6」をイメージしたものに、未来への躍動感を加えた造形です。その中に、旧八代市家をアレンジしたマークを入れて、新しさの中にも親しみを感じさせるよう工夫しています。外側のブルーは川と海を、中央のグリーンは山と平野を、オレンジはそこに生活する人々の熱い心を象徴しています。



最優秀賞
河村真帆さん
(熊本県八代市・大学生)

11月9日第29回合併協議会の協議に先立って、最優秀賞を受賞された河村真帆さんに賞金30万円と採用されるデザインのプレートが中島会長から手渡されました。
受賞された河村真帆さんから「私のデザインしたマークは6の中に八代の八の字が入っています。これは6の字を丸に見立てて、新しく合併した市町村が丸く治まり仲良くやっていってもらいたいという意図が含まれています。これから新しく合併した八代がそれぞれ良いところを活かしたまちづくりをしていけたらいいと思っています」とのコメントを頂きました。

●合併に関する問い合わせは

八代地域市町村合併協議会事務局
〒758-8501
熊本県八代市千丁町1000番地(八代総合庁舎内)
TEL 0966-33-2111(代表)・0966-33-0029(直通)
FAX 0966-33-0098
e-mail info@hiraok.net
URL http://www.hiraok.net

八代市市町村合併推進課	0966-33-4166
坂本村総務課	0966-49-2111
千丁町総務課	0966-46-1101
美濃町総務課	0966-50-1111
美南村総務課	0966-49-2111
泉村総務課	0966-47-1111

第30・31回 合併協議会

期日 ●平成16年11月24日(水)
●平成16年12月14日(火)
※11月は第4火曜日が祝日のため、本曜日開催予定となりますので、ご注意ください。
※ 閉会式は20時前で先着順です。

エフエムやつしろ



FM76.5MHz

協議会だより放送中

毎週火曜日 午前9時30分より
再放送同日 午後0時50分頃

第28・29回合併協議会

10月26日(火) 熊本県八代総合庁舎
11月9日(火) 八代ホワイトパレス

『新市の市章』 『農業委員会委員の取扱い』 を確認



▲協議会の模様



▲左：最優秀賞作品（町村市章選定小委員会委員長と中島会長）右：授賞の模様

第28・29回協議事項 新市の市章について

協議第五十五号（協議協議）

第二十八回の協議会で、小委員会から提案のあった候補作品五点を一旦各市町村に持ち帰り、第二十九回協議会まで出席の委員全員により投票が行われました。

投票の結果、八代市在住の河村真帆さんの作品が最優秀賞として決定しました。

なお、応募された作品は、使いダライン色のS1色（白）のみで、今後、改訂印刷物等に活用していただくには、濃淡や白インパクトを出すなどというコメントや、最近の市町村章は、カラーバリエーションが豊かであるため、ブルー・ターリオン・オリーブの配色が構成するカラー条件は決定していません。



★最優秀賞の決定は、最優秀賞のカラーで掲載しています。

【優秀賞】



田中 一則さん
(鹿児島県鹿児島市)



立志西洋さん
(東京都江東区)



石田 隆さん
石川和希さん共作
(愛知県名古屋)



安 起榮さん
山根衣代さん共作
(茨城県つくば市)

協議第六十二号(新規議案) 社会教育関係事業の 取扱いについて

八代地域六市町村で実施されている文化祭、文化協会、体育協会、体育指導員、各種スポーツ行事及び自治公民館の建設補助や地区の活動助成の取扱いについて提案されました。協議では「スポーツ行事実施補助」についての審議は中止するとの決定があり、「自治公民館」については、改めて協議が必要であるとの意見が出されました。協議の結果、一旦市町村で各自の審議を行い、次回協議会で協議されるものになりました。

第29回協議会

前回の提案の内訳へ、自治公民館に関する取扱いについて、一併修正提案を行いました。委員から修正案の提案方法について指摘があり、分科会・部会・幹事会で改めて協議し、再度修正提案されるという方針になりました。

社会教育関係事業の取扱いについて

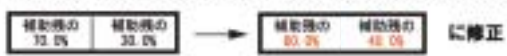
- 一 文化施設及び文化活動の振興並びに市民の文化活動の振興に資する事業
- 二 市民の健康増進に資する事業
- 三 市民の生涯学習に資する事業
- 四 市民のスポーツ振興に資する事業
- 五 市民の文化活動に資する事業
- 六 市民の文化活動に資する事業
- 七 市民の文化活動に資する事業
- 八 市民の文化活動に資する事業
- 九 市民の文化活動に資する事業
- 十 市民の文化活動に資する事業
- 十一 市民の文化活動に資する事業
- 十二 市民の文化活動に資する事業
- 十三 市民の文化活動に資する事業
- 十四 市民の文化活動に資する事業
- 十五 市民の文化活動に資する事業
- 十六 市民の文化活動に資する事業
- 十七 市民の文化活動に資する事業
- 十八 市民の文化活動に資する事業
- 十九 市民の文化活動に資する事業
- 二十 市民の文化活動に資する事業

●農業農村整備関係事業の負担割合一覧●

頁 紙

事業名	区分	負担割合			地元負担内訳						
		国	県	地元	現行		合併後				
					市町村	受益者	市町村	受益者			
県営高年保全事業	高齢対策	62.0%	45.0%	5.0%	3.0%	0%	5.0%	0%			
県営水田農業経営地位排水対策特別事業	一般型	道路・排水	52.0%	25.0%	25.0%	25.0%	0%	25.0%	0%		
						美観なし	美観なし	0%	25.0%		
県営ため池等整備事業	一般型	排水	50.0%	30.0%	20.0%	25.0%	0%	20.0%	0%		
						美観なし	美観なし	0%	20.0%		
県営土地改良組合物産事業	一般型	道路・排水	50.0%	25.0%	25.0%	22.0-25.0%	0-5.0%	25.0%	0%		
						0%	25.0%	0%	25.0%		
	担い手支援型	道路・排水	50.0%	27.5%	22.5%	17.5-22.5%	0-5.0%	22.5%	0%		
						0%	22.5%	0%	22.5%		
団体系土地改良事業	基礎整備促進事業	道路・排水	50.0%	15.0%	35.0%	22.0-25.0%	0-5.0%	25.0%	0%		
						0%	35.0%	10.0%	25.0%		
	土地改良施設維持保全事業	排水整備	1.0/3	0.9/3	1.1/3	1.1/3	0%	1.1/3	0%		
						0%	0%	0%	0%		
	早稲産量増進事業	道路	42.0%	60.0%	60.0%	60.0%	0%	60.0%	0%		
						排水	43.0%	60.0%	55.0-60.0%	0-5.0%	60.0%
単独土地改良事業		道路・排水	100.0%	100.0%	100.0%	25.0-100.0%	0-5.0%	100.0%	0%		
						0%	100.0%	0%	100.0%		
土地改良施設維持管理運営事業		排水整備	30.0%	30.0%	40.0%	25.0%	0%	25.0%	0%		
						土壌改良	5.0%	0%	土壌改良	5.0%	
非補給土地改良施設事業		道路・排水	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0%	100.0%	0%		
						0%	100.0%	0%	100.0%		
県営治水防除事業			50.0%	30.0%	10.0%	10.0%	0%	10.0%	0%		
						0%	30.0%	0%	10.0%		
県営灌漑水利施設補修事業			50.0%	25.0%	25.0%	25.0%	0%	25.0%	0%		
						0%	25.0%	0%	25.0%		
災害復旧事業	普通災害	農地	50.0%			補助額の0-70.0%	補助額の0-100.0%	補助額の70.0%	補助額の50.0%		
						道路・排水施設	補助額の0-100.0%	補助額の0-100.0%	補助額の100.0%	0%	
						用水・灌漑施設	補助額の0-100.0%	補助額の0-100.0%	補助額の60.0%	補助額の40.0%	
	激甚災害	農地	基本+補助率				補助額の0-50.0%	補助額の50.0-100.0%	補助額の50.0%	補助額の50.0%	
							道路・排水施設	補助額の0-100.0%	補助額の0-100.0%	補助額の100.0%	0%
							用水・灌漑施設	補助額の0-100.0%	補助額の0-100.0%	補助額の100.0%	0%

*災害復旧事業・普通災害・用水・灌漑工施設の地元負担内訳(合併後)については



農林水産関係事業の取扱いについて(1911)

第28回協議会

八代地域六市町村で実施されている農業、林業、水産業、農業農村整備事業について協議されました。協議の結果、一旦市町村に持ち帰り、次回の協議会で協議されることになりました。

第29回協議会

前回提案した資料について、修正提案が行われました。修正案については、事前に関係市町村に連絡し、協議していただき、各市町村、協議結果について報告がなされました。委員からは「農振審議会の設置」について協議されました。

農林水産関係事業の取扱いについて

- 一、農林水産関係事業の取扱いについて協議され、一旦市町村に持ち帰り、次回の協議会で協議されることになりました。
- 二、農林水産関係事業の取扱いについて協議され、一旦市町村に持ち帰り、次回の協議会で協議されることになりました。
- 三、農林水産関係事業の取扱いについて協議され、一旦市町村に持ち帰り、次回の協議会で協議されることになりました。
- 四、農林水産関係事業の取扱いについて協議され、一旦市町村に持ち帰り、次回の協議会で協議されることになりました。
- 五、農林水産関係事業の取扱いについて協議され、一旦市町村に持ち帰り、次回の協議会で協議されることになりました。
- 六、農林水産関係事業の取扱いについて協議され、一旦市町村に持ち帰り、次回の協議会で協議されることになりました。
- 七、農林水産関係事業の取扱いについて協議され、一旦市町村に持ち帰り、次回の協議会で協議されることになりました。
- 八、農林水産関係事業の取扱いについて協議され、一旦市町村に持ち帰り、次回の協議会で協議されることになりました。
- 九、農林水産関係事業の取扱いについて協議され、一旦市町村に持ち帰り、次回の協議会で協議されることになりました。
- 十、農林水産関係事業の取扱いについて協議され、一旦市町村に持ち帰り、次回の協議会で協議されることになりました。

第28・29回協議事項

協議事項二十四―三号(新編協議)

議案第28号 新市農業委員会の定数

議案第29号 新市農業委員会の任期

一、新市農業委員会の定数は、議案第28号のとおりとする。

二、新市農業委員会の任期は、議案第29号のとおりとする。

三、新市農業委員会の定数は、議案第28号のとおりとする。

四、新市農業委員会の任期は、議案第29号のとおりとする。

五、新市農業委員会の定数は、議案第28号のとおりとする。

六、新市農業委員会の任期は、議案第29号のとおりとする。

七、新市農業委員会の定数は、議案第28号のとおりとする。

八、新市農業委員会の任期は、議案第29号のとおりとする。

九、新市農業委員会の定数は、議案第28号のとおりとする。

十、新市農業委員会の任期は、議案第29号のとおりとする。

●新市農業委員会委員選挙における選挙区及び選挙委員の定数(提案者別)●

選挙区	所 属 地 区	選挙すべき委員の定数
①	郡部1選挙区、郡部2選挙区、郡部3選挙区、郡部4選挙区、郡部5選挙区、郡部6選挙区、郡部7選挙区、郡部8選挙区、郡部9選挙区、郡部10選挙区、郡部11選挙区、郡部12選挙区、港町、新港町1丁目、大島町、昭和日通町、昭和明徳町、昭和同仁町、大村町、上杉町、海士江町、古瀬上町、古瀬中町、古瀬下町、古瀬南町、田中町、田中西町、田中東町	5
②	湯町、藤町、北の丸町、松江緑町、本町1丁目、本町2丁目、本町3丁目、本町4丁目、西松江緑町、血通町、八幡町、松野町、新地町、藤澤町、三浦町、新浜町、新園町、藤澤町、松崎町、永福町、高小坂町、井筒町、沖町、高島町、東片町、上片町、中片町、西片町、高田町、日置町、井上町、上日置町、竹園町、高田町、横正町、横正元町、十條町、藤澤町1丁目、藤澤町2丁目、藤澤丸町、大平町1丁目、湯水町、大平町2丁目、横平本町、松江本町、藤澤町、横平町、松江町、藤町、若草町、花瀬町、湯中央通、黄金町、安生町、藤町、東成町、夕雲町、出町、藤江町、新町、西野町、横平新町、岡町、岡崎寺町、川田町	4
③	横瀬上町、横瀬下町、横瀬光町、大瀬町、南瀬町、沼町、古城町、愛島東町、愛島西町、沼町1丁目、沼町2丁目、千代町1丁目、千代町2丁目、中北町、藤澤町1丁目、藤澤町2丁目、豊原上町、豊原中町、豊原下町、湯町、奈良本町、本野町、平山新町、高下瀬町、高下西町、神見町、宮崎町、西宮町、古瀬町、東町、坂本全区域	4
④	数川内町、管合町、藤町、高瀬本町、木島町、藤澤町、三江緑町、北郷町、福平田町、福平和町、北平和町、日原久藤町、日原久大井町、日原久新田町、日原久山下町、日原久竹之内町、日原久雄北町、日原久雄南町、日原久西町、日原久東町、日原久中町、日原久上西町、日原久中西町、日原久下西町、日原久雄南町、二見川口町、二見本町、二見赤松町、二見下大野町、二見野原町	6
⑤	千丁全区域	3
⑥	藤全区域	6
⑦	東瀬全区域、西全区域	2

●農業委員会委員の選任委員配分についての村部意見●

選挙による委員の定数については、合併協議会の議論の中で町村における極端な委員数減を懸念する声が出され、また、関係市町村農業委員会からも同様の意見が出されたところである。

このことから、新市長には、選挙による委員の選挙結果を踏まえて、新市において選定される選任委員の配分については、地域性・実働性を考慮し、関係でも在任特別期間内の委員数と同数以上の委員確保ができるよう、特段の配慮をされたい。

第28・29回協議事項
(協議第121号(協議協議))

協議協議会の設置について

この提案については、坂本村から出されていた提案内容の追加・修正の要望を企画分科会で検討する「28」についていました。

第28回協議会

企画分科会からの報告

企画分科会から「今回の坂本村の要望は当初の提案内容で十分網羅できると、議会の役割などについて協議検討を行った結果、当該提案から出された意見については、市長の諮問による答申と同じく、できるだけ尊重して頂くように、市長は、審議会から出された答申・意見等については、できるだけ尊重するものとする」という項目を追加した方が望ましい」との報告がありました。

●報告の要約●

坂本村長から「分科会の検討結果を持ち帰る」議論をした」との発言がありました。

第29回協議会

坂本村からの報告

「小さな地域の声を新市に伝えるための手段としての地域審議会を形骸化させないために坂本村として要望をしていたが、どうして具体的に挙げることができないのかという不満の声が大変強い」という報告がありました。

●報告の要約●

協議では「この提案は設置の承認であり、あまり雑々したことを盛り込むのはいいがなにか、100%対応出来るようなことをしても、合併してから色々な問題がたかき入ってくる」、「地域審議会が町村にとって最後の物になるかもしれないので、形骸化しないようにしなければならぬ」との意見が出されました。

中島会長より「坂本村は再度持ち帰っていたことを、次回議論を出すという方向に議論を繋げていきたい」ととまとめられました。

協議第140号(協議協議)

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて

第28回協議会

八代市から「十月二十九日に開催される農業委員会総会に諮り結論を出したい」との報告がなされました。

また、銀町からは「本町は当初から提案で承認していた。ただし、各市町村が、付帯意見案で集約できれば承認して構わない」との意見があり、坂本村からは「提案書への記載を要望した提案を出していたが、前回取り下げを行った。ただ、いまだに地元の見解は定数減に対する懸念が残っていることをご理解を頂きたい」との意見が出されました。

協議の結果、八代市が検討中のため、次回の協議会で再度協議することになりました。

第29回協議会

前回の協議会で持ち帰っていた八代市から「農業委員会総会での承認を受け、議会特別委員会も確認した」との報告がありました。

この報告を受け、協議の結果「付帯意見案」が全会一致で了承され、農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて確認されました。



▲農地パトロール中の農業委員(東陽村)

第28・29回協議事項

協議第四十五号(継続協議)

各農団体への補助金、

交付金等の取扱いについて

第28回協議会

持ち帰り協議とされていた千丁町から(農業団体からの意見書を出す予定であったが間に合わなかった。後日、意見書を提出するので補助金を調整する詰め段階で検討して欲しいという要望がありました。提案内容については「提案」とお認めする」との報告がありました。

その後、協議の結果、全会一致で提案どおり承認されました。

環境保全対策事業の取扱い

下水道事業の取扱い

「各農団体への補助金、交付金等については、従来のからの経理(支店等)で処理しながら、公共財の必要性、有効性、公平性を考慮し、補助基準及び金額並びに交付回数等原簿区分別の協議内容まで協議する。

ついては、持戻の事情により調整が困難なものをについては、新市において運営方針を調整する。各農団体の協賛金は、協賛金の取扱いについて、

第29回協議会

① 新市での必要性及びその進め方(万全を期す)について、必要となるについてはその内容等を協議する。

② 新市町村の業務等考慮する必要があるものをについては、協議内容との調整を図る。

第28回協議会

「その世一農の事業補助金については、上記内容と同様の取扱いについて、

協議第四十六号(継続協議)

下水道事業の取扱いについて

第28回協議会

前田同様、坂本村から「合併処理浄化槽の市町村設置型の使用料と個人設置型の管理費に違いがある。合併時から統一すべきではないか、東陽村から「農業集排水事業と併せて市町村設置型合併処理浄化槽を推進した経緯があり、使用料については「理解頂きたい。新市において調整していいのではないかな」との意見が出されました。

委員からは協議がなかなか進まず、意見がまとまらないので、分科会・前会で一本化できる案を検討して欲しいとの意見が出され、分科会・部会での検討結果を持ち、次回の協議会へ再度協議されることになりました。

第29回協議会

前回の協議会において、再度検討することの指示を受け、分科会等で検討中であるとの報告が事務局

からありました。

協議では「市町村設置型合併処理浄化槽の使用料の算定基準が示されている資料があれば、次回協議会で提出頂きたくてあります。また、協議の結果、資料提出を受けて、次回協議会で再度協議されることになりました。

協議第四十九号(継続協議)

環境保全対策事業の取扱いについて

第28回協議会

「下水道事業の取扱いでの合併浄化槽の「市町村設置型」と「個人設置型」との基準を整理するための協議(関係)をいさため、この項目についても一旦市町村に持ち帰り、次回の協議会で再度協議されることになりました。

第29回協議会

「下水道事業の取扱い」の協議において、分科会・検討中との報告があり、次回の協議会で資料提出を受け、併せて協議されることになりました。

協議第六十号(継続協議)

上下水道(簡易水道)事業の取扱いについて

第28回協議会

坂本村からは「簡易水道の料金は新市において調整すると提案されているが、具体的な方針を合併前に示さないか、熊町からは「上下水道の料金はなぜ統一しないで現行のままなのか」との意見が出され、分科会・部会で検討後、次回の協議会で再度協議されることになりました。

第29回協議会

消防防災関係の取扱いについて

事務局から「消防の設備施設等の公用施設に対する法的な取扱いについて、国から回答があったので、提案内容を修正の上、次回提案したい」との報告があり、次回の協議会で協議されることになりました。

協議第七十一号(継続協議)

消防防災関係の取扱いについて

第28回協議会

事務局から「消防の設備施設等の公用施設に対する法的な取扱いについて、国から回答があったので、提案内容を修正の上、次回提案したい」との報告があり、次回の協議会で協議されることになりました。

第29回協議会

事務局から「消防防災関係のうちポンプ格納庫及び給油所については、基準額を定め、超過する額については受益地域の負担とする」という提案については、国に確認を行った結果、受益地域の負担は適切でないことから、修正提案する旨の報告がありました。

協議の結果、一旦市町村に持ち帰り、次回の協議会で再度協議されることになりました。

協議第七十八号(継続協議)

消防防災関係の取扱いについて

第28回協議会

各市町村からの報告が、全て「提案どおり承認する」との内容だったため、全会一致で提案どおり承認されました。

消防防災関係の取扱いについて

消防防災関係の取扱いについて

「消防防災関係については、八代市の現行より合併時に新たな基準として、新市において消防防災計画を策定する。なお、新市消防防災計画が策定されるまでの間は、災害発生時の緊急対応体制については、現行の体制を基本とすること。」「水道協議会」については、協議

「災害対策本部については、災害対策本部を「災害対策本部」に改称し、合併時に新市の業務を担うこと。」

協議第七十八号(継続協議)

消防防災関係の取扱いについて

第29回協議会

「消防防災関係については、現行の体制を基本とすること。」「水道協議会」については、協議

第28回協議会

「災害対策本部については、災害対策本部を「災害対策本部」に改称し、合併時に新市の業務を担うこと。」

「災害対策本部については、災害対策本部を「災害対策本部」に改称し、合併時に新市の業務を担うこと。」

第28・29回協議事項

協議第五十一号（継続協議）

新市建設計画の

実施について

第28回協議会

各町村からは「財政計画以外は提案どおり確認する」との報告がありました。八代市からは「現在開催中の住民説明会の意見を受けて結論を出したい」との意見が出されました。この提案については、一旦市町村に持ち帰り、次回の協議会で再度協議されることになりました。

第29回協議会

事務局から第二十五回協議会で提案された財政計画を見直し、最終的には前回の計画と比べて平成二十七年年度の基金の残額が増額し、平成二十八年年度以降に赤字再建団体に陥るであろうと予測していた事案を解消できたとの報告がありました。さらに、今回の財政計画の変更箇所は、「投資的経費」、「人件費」、「補助費」及び「繰出金」の四点であり、「投資的経費」については財源の再確保と

び事業実施時期の平準化による減額、「人件費」については計画期間前半における職員削減効果による減額、「補助費」については現状維持を求め、意見を反映させた増額、「繰出金」については新しい財政状況を踏まえての減額を行ったという説明がありました。

今回の提案については、一旦市町村に持ち帰り、次回の協議会で再度協議されることになりました。

各種福祉制度の

取扱いについて

第28回協議会

各種福祉制度の

取扱いについて

冒頭に、事務局から乳幼児医療費助成について資料変更（件数の修正及び事業費の試算）、保育料についての資料変更（調整案）の説明文の変更の説明を行いました。委員からは「教者会の一人当たりの助成額について市町村で違いがありすぎる。平等にできないのか」、「教者会などの他の福祉事業に緩和措置を講じるならば、少子化の問題等もあり、

乳幼児医療費に關しても是非、緩和措置を講じて欲しい」との意見が出されました。

協議の結果、一旦市町村に持ち帰り、次回の協議会で協議されることになりました。

第29回協議会

教者会については、できるだけ早い時期に地区主催へと移行することへ提案どおり確認されました。

乳幼児医療費助成については、坂本村から「部会・幹事会との協議資料と協議会への提案資料が違うのではないかと、内容が異なれば検討結果も変わることも有り得るので、再度、分科会・部会で協議後、資料を新たに提出して欲しい」との意見が出されました。

保育料については、飯町が検討中のため、委員からは「保育料については、不均一にするかどうかの協議が必要ではないか。緩和策を考えなければ、協議が先に進まない」、「市町村で納得のいく案を考えなくてはならない」との意見が出されました。

協議の結果、一旦市町村に持ち帰り、次回の協議会で再度協議されることになりました。

協議第五十九号（継続協議）

人権啓発に関する

取扱いについて

第28回協議会

各市町村からの報告が、全て提案どおり確認する」との内容だったがため、全会一致で提案どおり確認されました。

人権啓発に関する

取扱いについて

- 一、「八代は人権啓発のための推進協議」において決定された「八代地域行動計画」を現行のとおり新市に引き継ぎ、人権啓発の充実を図る。
- 二、「男女共同参画行動推進計画」を新市において速やかに策定し、男女共同参画を推進する。
- 三、「五町村の青少年健全育成町村民会議」協議会を平成十七年度は現行のとおりとし、平成十八年度以降については、新市に引き継ぎする。

第28・29回協議事項

協議第五十号（継続協議）

地方税の

取扱いについて

第28回協議会

他回の協議会において、千丁町から要望のあった対象税目毎の滞納状況の資料について事務局から提出し、説明が行われました。千丁町からは「議会特別委員会に資料を提出し、協議を行いたい」との意見が出されました。この提案については、一旦市町村に持ち帰り、次回の協議会で再度協議されることになりました。

第29回協議会

各市町村から二提案どおりの内容で精進だが、新市移行後の体制をどうするかを今後の課題とし、納税組合に代わる制度を検討すべき」、「納税組合の廃止については、法的な問題等もありやむを得ない。それに代わる徴収率を上げる案を考へるべき」との意見あり、協議の折衷案が一致で提案どおり確認されました。

協議第六十一号（継続協議）

納税関係の

取扱いについて

第28回協議会

各市町村から二提案どおりの内容で精進だが、新市移行後の体制をどうするかを今後の課題とし、納税組合に代わる制度を検討すべき」、「納税組合の廃止については、法的な問題等もありやむを得ない。それに代わる徴収率を上げる案を考へるべき」との意見あり、協議の折衷案が一致で提案どおり確認されました。

納税関係の取扱いについて

一、納税組合については、平成十七年度末まで廃止する。

二、平成十七年度の取扱いについては、六市町村の地域において移行のごまじとする。

三、「〇〇納税組合」については、新市において推進協議会に引き継ぎする。

四、八代市の場合は、



▲清瀬センター（八代市）

協議第五十四号（継続協議）

こみ袋推進事業の

取扱いについて

第28回協議会

こみ袋（有料指定袋）について、坂本村からは「合併まで十ヶ月はあるのだから、経過措置の一年は長すぎる。一ヶ月位とすべきではないか」、飯町からは「まだ検討中であるため保留としたい」、東陽村からは「価格を八代市の例により統一すること」、「こみ袋推進を推進する」という面からは理解できるが、北前二町のこみ袋の価格との兼ね合いがあるので、もう少し検討したい」との意見が出されました。

協議の結果、一旦市町村に持ち帰り、次回の協議会で再度協議されることになりました。

協議第五十九号（継続協議）

第29回協議会

協議では、東陽村から「基本的に確認するが、村内では、こみの減量化を図るためにも、北前二町のこみ袋価格とも調整を図るべき」との意見があったとの報告がありました。また、坂本村からは「経過期間は一ヶ月位とすべき」という意見は定まらないが、もう少し期間を短縮すべきであるという考えから協議はできない」、「飯町からは、議論を出していないので今回も保留とさせて置きたい」との意見が出されました。

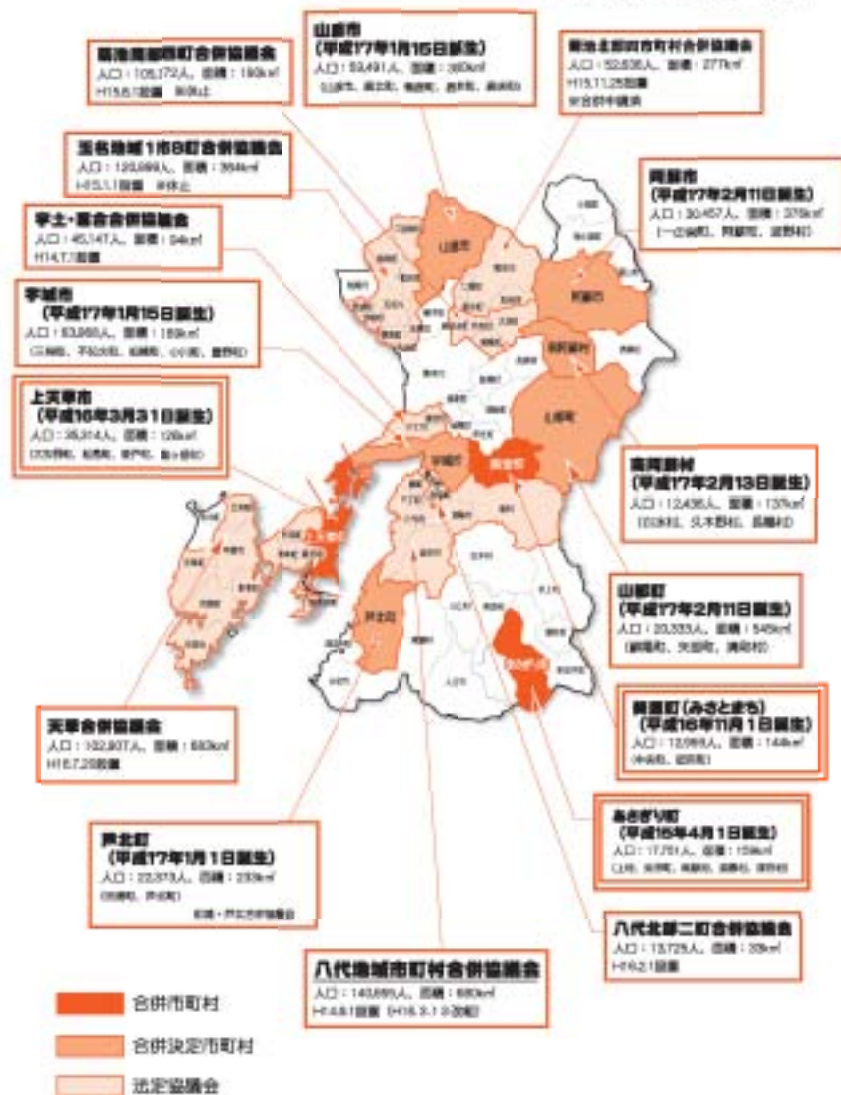
委員からも「五十円に値上げするのに住民を納得させるためには一年間ぐらいの経過措置が必要である」、「計画的にこみ袋を購入すれば、家庭内の在庫分のこみ袋を使い切る期間としては一年間は長すぎる」などの意見が出され、意見の集約ができませんでした。

協議の結果、一旦市町村に持ち帰り、次回の協議会で再度協議されることになりました。

八代市民税均等割は各市町村の意見が分かれており、委員からは「事業所が多い自治体では、合併と同時に均一は難しいのではないか」、「不景気に合併を機に増税となるのが気になる」などの意見が出されたため持ち帰って再度協議されることになりました。

熊本県内の合併に向けた動き

●平成16年11月5日現在●



合併協定項目の協議状況

平成16年11月9日現在

合併協定項目	協議の状況	確認された主な内容
1 合併の方式	第16回協議	新設(対等)合併方式
2 合併の日	第16回協議	平成17年8月1日
3 新市の名称	第16回協議	八代市
4 新市の事務所的位置	第16回協議	本庁は八代市役所とし、5町村の役所は支所とする
5 財産及び債務の取扱い	第20回協議	現行のまま引継ぐが、基金は一定の基準により持ち替る
6 新市建設計画について	第16回協議	①県定方針について ②実施について
7 議会議員の定数及び任期の取扱い	第25回協議・継続	住民生活や地域バランスに配慮した法定方針
8 選挙区画の定数及び任期の取扱い	第22回協議	法定定数34人で選挙区設置なし
9 一般職の職員の身分の取扱い	第29回協議	選挙区画の定数で選挙区画、また選挙区画の定数に準じて 全て新市の職員として5割を、定員定数に計画を策定する
10 地方自治の取扱い	第25回協議・継続	
11 地域審議会等の取扱い	第17回協議・継続	
12 特別職等の身分の取扱い	第16回協議	合併により失職する市町村長等の特別職の取扱い
13 行政支・行政連絡機構の取扱い	第27回協議	行政支、行政連絡機構は現行の体制で維持
14 町・字の区域及び名称の取扱い	第17回協議	区域は原則として従前どおり、名称の表示は合併前に調整する
15 広報広聴関係事務の取扱い	第20回協議	広報誌は毎月1日と15日の月2回発行
16 情報公開及び個人情報保護の取扱い	第16回協議	情報公開の取扱いと市民の行政参加を推進する
17 選挙システムの取扱い	第16回協議	合併時に統一する
18 条例、規程等の取扱い	第16回協議	同一のものは現行のとおりとし、異なるものは統一する
19 事務連絡及び情報等の取扱い	第17回協議	支所の組織は住民サービスの維持に配慮して調整する
20 一部事務組合等の取扱い	未協議済	
21 八代地域三組合の取扱い	第23回協議	八代地域三組合は合併後も存続し、合併後により方を見直す
22 その他の組合等の取扱い	第26回協議	八代市下町有線放送組合は合併後、高津町有線放送組合は一部事務
23 公共施設等の取扱い	第18回協議	各団体の実情を尊重しながら統合に努める
24 使用料、手数料等の取扱い	第26回協議	倉庫等を事業分会の議決日まで統一する方針で調整する
25 多様な団体への補助金、交付金等の取扱い	第28回協議	同一用途のものは統一し、教育のものは併用・兼用する
26 新市の横断の取扱い	第16回協議	新市の定・歩・車・歩、必要に応じては現行において定める
27 消防団の取扱い	第25回協議・継続	
28 消防防災関係の取扱い	第28回協議	新市において消防団の維持、また消防団の維持は現行において維持
29 国民健康保険事務の取扱い	第28回協議・継続	
30 各種福祉制度の取扱い	第28回協議・継続	
31 介護保険事務の取扱い	第16回協議	保険料は18年度から統一納期は12期とする
32 社会福祉協議会の取扱い	第16回協議	6市町村の社協を統合に向けて調整する
33 人材育成に関する取扱い	第28回協議	「八代地域開発計画」に基づいて人材教育・開発を推進する
34 下水道(農業用水)事業の取扱い	第27回協議・継続	
35 下水道事業の取扱い	第23回協議・継続	
36 市町村立学校の通学区域の取扱い	第21回協議	現行を基本として引継ぎ、新市で統制する
37 学校教育関係の取扱い	第23回協議	公立幼稚園・小学校・育英奨励会の取扱い
38 社会教育関係の取扱い	第28回協議・継続	
39 納税関係の取扱い	第28回協議	納税組合は17年度で廃止し、新市において口座振替を推進する
40 友好姉妹都市・国際交流事業の取扱い	第16回協議	友好姉妹都市事業及び中国・台湾との国際交流事業は引継ぐ
41 環境保全対策事業の取扱い	第24回協議・継続	
42 保健衛生の取扱い	第28回協議	検診事業は12種類の検診を実施する
43 こみね健康推進事業の取扱い	第28回協議・継続	
44 病院・診療所運営の取扱い	第16回協議	八代市の病院並びに農林の診療所は現行のまま新市に引継ぐ
45 農林水産業関係事務の取扱い	未協議済	
46 広域連携推進事業について	第16回協議	現行の事業計画のまま新市においても引き続き実施
47 交際費・林業・水産業について	第28回協議・継続	
48 商工・観光関係事務の取扱い	第24回協議	商工会議所・商工会は新市において統合、観光協会・ 地産地消協議会は各々合併までに統合の方針で調整
49 建設関係事務の取扱い	第26回協議	道路占用料・都市計画区域図・公営住宅等事業の取扱い
50 石者交付金等対策の取扱い	第16回協議	新市において統一して実施する
51 第三セクター等の取扱い	第16回協議	セクターは引継ぎ、土地開発公社は合併までに統合する
52 その他の事業の取扱い		

*参考: 48項目中 全て提案済: 45項目(94%)、全て確認済: 35項目(73%)